一般社団法人 三重県作業療法士会

休会規程

平成25年7月12日 令和 5年7月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人三重県作業療法士会(以下、本会という)における正 会員の休会に関し必要な事項を定めるものとする。

(休会理由)

- 第2条 正会員は、次の各号の理由により休会することができる。
 - (1) 出産・育児、介護
 - (2) 長期の病気療養
 - (3) その他理事会において承認された理由

(期間)

- 第3条 休会期間は1年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の 4月1日から3月31日までとする。
 - 2 休会は、最大で5回を限度とし、連続的若しくは断続的にとることができる。

(条件)

- 第4条 正会員は、次の各号の条件を満たし、毎年5月から6月に開催される理事会において承認を得ることによって休会することができる。
 - (1) 本会ホームページ内の申込フォームより、休会しようとする年度の4月30日 までに事務局に届け出ること
 - (2) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること
 - (3) 過去の休会期間が通算5年間に達していないこと

(義務の免除)

第5条 休会する正社員は、理事会によって承認された休会期間の会費納入が免除される。

(権利等の停止)

- 第6条 休会する正会員は、次の各号の権利が停止される。
 - (2) 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
 - (3) 社員総会での議決権
 - (4) 本会が主催する学会及び研修会への参加
 - (5) 機関誌、学術誌、その他本会発行物の受取

(会員履歴等の取り扱い)

- 第7条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。
 - 2 休会期間中の研修受講履歴は無効とする。

(復会)

第8条 休会中の正会員は、第9条に規定する休会延長若しくは第10条に規定する退会 の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する。

(休会延長)

- 第9条 休会中の正会員で、引き続き翌年度も休会を希望する者は、休会延長を希望する 年度の4月30日までに、本会ホームページ内の申込フォームより事務局に届け 出、毎年5月から6月に開催される理事会において休会の承認を得ることによっ て休会を延長することができる。但し、当該休会期間が5回目である場合は、休 会の延長は認められない。
 - 2 休会延長が理事会で承認されなかった場合、当該正会員は、理事会が指定する期限内に第10条に規定する退会の手続きを行わない限り、休会期間の翌年度から自動的に複会する。

(退会)

第 10 条 休会中の正社員で、当該休会期間の終了をもって退会を希望する者は、退会を希望する年度の4月30日までに、本会ホームページ内の申込フォームより事務局に届け出ることとする。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1. この規程は、平成25年7月12日から施行する。
- 2. この規程は、令和 5年7月14日から一部改正により施行する。